

教生学第 279 号
平成 30 年 6 月 28 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁教育部長 坂 本 明 彦

平成 30 年夏の交通安全運動の実施について (通知)

このことについて、道、道教育委員会、道警察ほか関係機関の連携の下、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図るため、別添の実施要綱に基づき、7 月 11 日 (水) から 7 月 20 日 (金) までの 10 日間、夏の交通安全運動を展開し、飲酒運転の根絶、スピードダウンと居眠り運転の防止、全ての座席のシートベルトの着用等を重点とした取組を推進することとしています。

また、7 月 13 日 (金) は、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」(平成 27 年北海道条例第 53 号) に定める「飲酒運転根絶の日」であり、道及び道民が一体となって、飲酒運転を根絶するためのイベント等が実施される予定です。

つきましては、これらの運動の趣旨を踏まえ、次により児童生徒の交通安全教育を推進するとともに、所属職員への指導の徹底をお願いします。

記

- 1 各学校において、児童生徒の発達の段階に応じた交通安全教育を実施すること。
- 2 所属職員が、交通法規を遵守し、安全運転に徹するよう、指導すること。
- 3 飲酒運転は絶対に行わないよう、所属職員への指導を徹底すること。
- 4 飲酒運転防止に関し、道教委では、昨年度から別添写しのとおり北海道 P T A 連合会に依頼し、働きかけを継続して行っているため、各学校においても、P T A との連携を図るなどして、地域における交通事故の防止や飲酒運転の根絶に向けた積極的な取組を展開すること。

(学校教育局参事(生徒指導・安全) 生徒指導・学校安全グループ)
(総務政策局教育政策課政策企画グループ)
(総務政策局教職員課サービス管理グループ)
(学校教育局高校教育課高校教育指導グループ)
(学校教育局義務教育課義務教育グループ)
(学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ)
(学校教育局健康・体育課学校保健・体育グループ)
(生涯学習推進局生涯学習課社会教育・読書推進グループ)

平成 30 年 夏の交通安全運動北海道実施要綱

第 1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

第 2 期間

1 運動期間

平成 30 年 7 月 11 日（水）～平成 30 年 7 月 20 日（金）までの 10 日間

2 統一行動日（セーフティコール）

平成 30 年 7 月 11 日（水）

3 飲酒運転根絶の日

平成 30 年 7 月 13 日（金）

第 3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

第 4 運動の重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 スピードダウンと居眠り運転の防止
- 3 全ての座席のシートベルトの着用

第 5 運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

第 6 主な推進事項

1 飲酒運転の根絶

○ 運転者の皆さんは

飲酒運転は悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち、「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底し、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

○ 同乗者の方は

運転者に対しては、前日のアルコールが残り二日酔い状態でないかを含めて、飲酒の有無をチェックするなどして、飲酒した人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。

○ 家庭では

飲酒運転の悪質性や危険性と、交通事故の悲惨さを話し合い、家族ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。

○ 職場では

- ・ 企業の責任として、従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を定着させましょう。
- ・ 職場内に、飲酒運転根絶のロゴマークが使用されているポスター等を掲示するとともに、

ハンドルキーパー運動を展開するなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

【ハンドルキーパー運動】

自動車仲間と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

○ 酒類を提供・販売する飲食・販売店では

- ・ 飲酒運転の悪質性や危険性と、交通事故の悲惨さを呼びかけるとともに、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。
- ・ 飲酒運転をしようとしている人を制止し、運転代行車の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

○ タクシー・代行業者では

酒類を提供・販売する飲食・販売店に対し、タクシーや代行の利用について、広報活動を行い、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 道民の皆様は

飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、警察に通報するよう努めましょう。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。

2 スピードダウンと居眠り運転の防止

○ 運転者の皆さんは

- ・ 時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転をしましょう。
- ・ 思いやりとゆずり合いの気持ちを持って、安全運転を心掛け、あおり運転など危険な運転はやめましょう。
- ・ 長距離・長時間の無理な運転にならないよう、2時間毎に1回以上の休憩をとるようにしましょう。

○ 同乗者の方は

運転者に対して、スピードの出し過ぎや、あおり運転などをしないよう声かけ、安全運転を実践させましょう。

○ 家庭では

- ・ スピードの出し過ぎによる交通事故の悲惨さを話し合い、家族ぐるみで安全運転に努めましょう。
- ・ 運転中に眠気を感じたら、安全な場所で短時間の仮眠をとるなど、無理な運転は絶対にしないよう、家族で注意しましょう。

○ 職場では

スピードダウンと環境に配慮したエコドライブ運動を展開するなどして、安全運転に努めましょう。

○ 地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、スピードダウンや居眠り運転の防止を呼びかけましょう。

3 全ての座席のシートベルトの着用

○ 運転者の皆さんは

運転する前に、同乗者全員がシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

○ 家庭では

シートベルトとチャイルドシートを着用せずに交通事故に遭った場合の危険性について話し合い、後部座席を含めた全ての座席で必ず着用するよう習慣付けましょう。

○ 学校では

シートベルトとチャイルドシートを着用せずに交通事故に遭った場合の危険性を理解させ、後部座席を含めた全ての座席での正しい着用を実践させましょう。

○ 職場では

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

○ 地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。

第7 その他

平成30年4月1日、「北海道自転車条例」が施行されました。

【主な概要】

■目的

自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進し、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資する。

■自転車利用者の責務（第5条）

- ①関係法令の遵守、歩行者・自動車に十分配慮した利用、必要な点検整備に努める。
- ②乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着に努める。
- ③自転車を利用する際に自然環境の保全への配慮に努める。
- ④冬期における道路状況を考慮した適正な器材の装着等に努める。

■自動車等運転者の責務（第6条）

- ①自動車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるように配慮する。
- ②自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行をするよう努める。

■自転車損害賠償保険等の加入促進（第16条）

自転車損害賠償保険等への加入に努める。等

■学校等における自転車交通安全教育の推進（第18条）

- ①学校（幼稚園を除く。）の長は、児童・生徒・学生への自転車交通安全教育を行うよう努める。
- ②保護者は、幼児・児童・生徒への自転車交通安全教育を行うよう努める。

※条例の詳細は、北海道総合政策部地域創生局地域戦略課のホームページをご覧ください。

自転車は、車両！ 交通ルール・マナーを守って、安全・適正に利用しましょう。



教 生 第 300 号
平成 29 年 6 月 6 日

北海道 P T A 連合会長 様

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課長

北海道飲酒運転の根絶に関する条例及び基本方針について（依頼）

北海道の生涯学習・社会教育の推進につきましては、日頃から、特段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、道では「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」（平成 27 年北海道条例第 53 号）第 11 条第 1 項に基づき、「北海道飲酒運転の根絶に関する基本方針」（平成 28 年 6 月）を策定し、様々な取組を実施しているところですが、一般道民による飲酒運転に起因する交通死亡事故が増加している状況です。

道教委生涯学習課としましては、悲惨な交通事故等から子どもたちを守るため、北海道 P T A 連合会をはじめとする社会教育団体と連携し、一体となって交通事故や飲酒運転の根絶を目指してまいりたいと考えておりますので、貴機関におかれましては、保護者を対象とした各種研修会等において、交通事故の防止や飲酒運転の根絶に向けた啓発等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

社会教育・読書推進グループ

主幹 松井 晃之

電話 011-231-4111（内線 35-504）

平成30年

夏の交通安全運動

7月11日(水)~7月20日(金)



「平成29年度 JA 共済全道小・中学生交通安全ポスターコンクール」

北海道知事賞・北海道教育委員会賞・JA共済連北海道賞

札幌市立山鼻中学校(入賞当時2年生) 織田 千夏さんの作品

運動の重点

- 飲酒運転の根絶
- スピードダウンと居眠り運転の防止
- 全ての座席のシートベルトの着用

7月11日(水)

統一行動日(セーフティコール)

7月13日(金)

飲酒運転根絶の日

【主催】 北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

【協力】 農業協同組合、全国共済農業協同組合連合会北海道本部

年間
スローガン

ストップ・ザ・交通事故

～めざせ 安全で安心な北海道～

7月11日(水)は、統一行動日(セーフティコール)

道内全域を対象とした地域ぐるみの一斉街頭啓発を実施します。

7月13日(金)は、飲酒運転根絶の日

飲酒運転の根絶に関する理解・関心を深め、北海道全体で飲酒運転を根絶するための取組を実施します。

夏の交通安全運動の重点

飲酒運転の根絶

7月13日は「飲酒運転根絶の日」であり、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識を道民一人ひとりが強く持ちましょう。

飲酒運転は悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

スピードダウンと 居眠り運転の防止

時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転をしましょう。

長距離・長時間の無理な運転にならないよう、2時間毎に1回以上の休憩を取るようにしましょう。

全ての座席の シートベルトの着用

運転する前に、同乗者全員がシートベルトを正しく着用しているか確認しましょう。

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの正しい着用を徹底しましょう。6歳未満の幼児は、後部座席に寄せ、「チャイルドシート」を正しく使用しましょう。

北海道自転車条例が制定されました (平成30年4月1日施行)

- ◆自転車を利用する際は、
 - ヘルメットの着用に努めましょう。
 - 自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- ◆自転車の点検整備に努めましょう。

飲酒運転根絶ロゴマークの積極的な活用をお願いします

◆使用手続

飲酒運転根絶ロゴマークの使用のご希望の方は公益社団法人北海道交通安全推進委員会のホームページから申し込んで下さい。
(原則無料です。)

[URL:<http://www.slowly.or.jp>]



飲酒運転・・・発見したら警察に通報!

「今まさに、飲酒運転をしそう!している!」という情報は、110番通報又は最寄りの警察署への連絡をお願いします。



平成30年

夏の交通安全運動

今日も
みんなで
交通安全



「平成29年度JA共済全道小・中学生交通安全ポスターコンクール」

北海道知事賞・北海道教育委員会賞・JA共済連北海道賞

札幌市立山鼻中学校(入賞当時2年生) 織田 千夏さんの作品

運動の重点

- 飲酒運転の根絶
- スピードダウンと居眠り運転の防止
- 全ての座席のシートベルトの着用

7月11日(水)

統一行動日(セーフティコール)

7月13日(金)

飲酒運転根絶の日

【主催】 北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

【協力】 農業協同組合、全国共済農業協同組合連合会北海道本部



飲酒運転根絶ロゴマーク

7.13 飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない

飲酒運転

根絶

日

飲酒運転…発見したら
警察に通報!

交通安全対策七者連絡会議は飲酒運転根絶に向け全力で取り組みます。

(北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会、一般財団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道安全運転管理者協会)

公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

飲酒運転の根絶



飲酒運転根絶道民宣言



～今こそ、道民一丸となって北海道から飲酒運転を根絶しましょう!!～

- 私たちは交通ルールを遵守し、飲酒運転をしません。
- 飲酒運転を行うおそれのある人に対し、車両や酒類を提供しません。
- 飲酒運転の車両には同乗しません。
- 飲酒の場には車で行かない、行かせません。
- やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転などを利用します。
- 飲酒運転を発見したときは、警察へ通報します。
- 「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちを持ち続け、北海道から飲酒運転をなくします。

道路交通法の主な内容

酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

違反点 35点→免許取消し

酒気帯び運転

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点 25点(0.25mg以上)→免許取消し
13点(0.15以上0.25mg未満)→免許停止

※()内の数値は呼気1リットル中のアルコール濃度

車両提供の禁止

罰則：酒酔い運転

5年以下の懲役または100万円以下の罰金

罰則：酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類提供の禁止

罰則：酒酔い運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

罰則：酒気帯び運転

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

同乗の禁止

罰則：酒酔い運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

罰則：酒気帯び運転

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転を根絶するために!

北海道飲酒運転の根絶に関する条例 《道民の責務》

- 飲酒運転をしない
- 飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める
- 道の施策に協力する
- 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努める
- 飲酒運転をしている人に対する制止に努める
- 飲酒運転を発見した場合等に警察官への通報に努める



飲酒運転根絶ロゴマークの積極的な活用をお願いします

使用
手続

飲酒運転根絶ロゴマークの使用をご希望の方は公益社団法人北海道交通安全推進委員会のホームページから申し込んでください。(原則無料です。)

[URL:<http://www.slowly.or.jp>]



飲酒運転…発見したら警察に通報

「今まさに、飲酒運転をしそう!している!」という情報は、110番通報又は最寄りの警察署への連絡をお願いします。





飲酒運転根絶ロゴマーク

7.13 飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない

飲酒運転

根絶

日

飲酒運転…発見したら
警察に通報!

交通安全対策七者連絡会議は飲酒運転根絶に向け全力で取り組みます。

(北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会、一般財団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道安全運転管理者協会)

公益社団法人 北海道交通安全推進委員会